

令和6年度社会福祉法人北農事業計画

基本方針

令和6年度の法人の運営につきまして、令和6年4月の介護保険法改正に基づき地域の高齢者の現状を鑑み、更に新型コロナウイルス感染症との共存を図り次の事項について重点的に取り組みます。

第一に、地域の高齢者福祉の需要と供給バランスを的確にとらえ、各事業所の稼働率の向上を目指し、財務基盤の安定化を図ります。

第二に、令和3年度に整備しました、グループホームパサーダ及びショートステイパサーダの運営を軌道にのせ、既存の施設運営と併せてスケールメリットを生かした法人の運営を図り、利用者の選択ニーズの幅を増加させ、その満足度に応える介護サービスの提供と、顧客の獲得に努めます。

第三に、新型コロナウイルス感染症との共存を図る感染症対策を継続し、入所者、利用者が暮らしの中に、生きがいと喜びに満ちた暮らしができるよう、コロナ禍以前に少しでも近づくことができるよう取り組みます。また、地域支援事業の再開にも取り組みます。

第四に、地震、風水害等の自然災害にも十分対応できる業務継続計画を浸透させ、訓練の実施により利用者からより安心される施設の運営に努めます。

第五に、今後の更なる日本人介護人材枯渇化に対応するために5年後、10年後を見据えた人材育成体系を構築し、経済連携協定（EPA）に基づく外国人人材、介護技能実習生、特定技能、在留資格介護の外国人人材の育成に積極的に取り組みます。また外国人人材の支援活動につきまして、法人独自の取り組みを実施し、経営の効率化を図ります。

第六に、各事業所の運営につきましては、施設系、在宅系事業所いずれにおいても、認知症の方や、中重度の高齢者の自立支援、重度化防止という観点において多職種連携やデータの活用を用いた質の高いサービスの提供を目指します。医療対応の必要な利用者について可能な限りの受入れと生活困窮者の受入れを行い、社会福祉法人としての役割を担います。

第七に、介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、職員の処遇改善及び生産性向上による職場環境の改善に向けた取り組みを実現します。

1 各事業所の運営

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ・ 指定介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホームパサーダ
定員 100名 |
| ・ 指定通所介護 | ディサービスセンター喜多方
定員 30名 |
| ・ 介護予防・日常生活支援総合事業
に係る通所型サービスA型 | ディサービスセンター喜多方
定員 通所介護に含む |
| ・ 指定短期入所生活介護 | パサーダイースト
定員 20名 |
| ・ 指定介護予防短期入所生活介護 | パサーダイースト
定員 指定短期入所生活介護に含む |
| ・ 指定認知症対応型共同生活介護 | グループホームパサーダ
定員 18名 |
| ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護 | グループホームパサーダ
定員 指定認知症対応型共同生活介護に含む |
| ・ 指定短期入所生活介護 | ショートステイパサーダ
定員 22名 |
| ・ 指定介護予防短期入所生活介護 | ショートステイパサーダ
定員 指定短期入所生活介護に含む |
| ・ 指定居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所しんめい |
| ・ 指定居宅介護支援 | 一宮パサーダ居宅介護支援事業所 |

2 運営の内容

(1) 介護サービスの質の向上と重度化予防を目指した取り組み

<特別養護老人ホーム>

- ・ 基本的ケアの充実を目指した科学的介護の取り組み
- ・ 機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的な取り組み
- ・ 口腔衛生管理の強化への取り組み
- ・ 事故防止に向けた更なる取り組み
- ・ サービス内容の対外的評価に基づく発展した取り組み
- ・ 認知症利用者に対する専門的な取り組み
- ・ 身体拘束の廃止に向けた更なる取り組み

- ・看取り介護の充実
- ・高齢者虐待防止への取組み
- ・自然災害対策への積極的な取組み
- ・介護ロボット等の積極的導入
- ・業務のICT化への取組み

<短期入所・通所介護・居宅介護支援・認知症対応型共同生活介護>

- ・中重度利用者の積極的な受入れ
- ・個別機能訓練の更なる確立
- ・認知症利用者への専門的な取組み
- ・事業者間の連携強化に伴うサービスの質の向上
- ・医療及び地域との連携強化
- ・利用者のニーズを的確に把握したサービスの提供
- ・高齢者虐待防止への取組み
- ・身体拘束の廃止に向けた更なる取組み

(2) 職員の資質の向上

- ・職員の研修受講に向けた意識向上への環境づくり
- ・制度に基づく職員の待遇改善を図り、意欲向上に向けた取組み
- ・働きやすい職場環境の構築に基づく職員の質の向上の実現
- ・職員の更なる意識向上及び技術向上をめざす研修の実施
- ・資格取得及び研修等の受講に向けた支援
- ・人事処遇の高度な体系化
- ・ハラスメント防止に向けた取組み

(3) 経営基盤の確立

- ・各事業所の稼働率の向上
- ・経営組織のガバナンスの強化
- ・広報活動を通しての事業運営の透明性の向上
- ・財務規律の強化及び透明性の向上
- ・コンプライアンスへ向けた更なる取組み
- ・物価高騰に向けた対策の実施

(4) 地域との連携

- ・生活困窮者を支援する取組み
- ・地域に貢献できる社会活動への取組み
- ・地元教育機関との協働による人材開発
- ・高齢者、障害者等の積極的雇用
- ・外国人の更なる育成と発掘
- ・地域支援事業の再開